

# 行政資料 pickup!



## 2026年度診療報酬改定答申より在宅医療について

中央社会保険医療協議会(中医協)は2月13日、2026年度診療報酬改定について厚生労働大臣に答申しました。これにより、個別改定項目(いわゆる短冊)の具体的点数が明らかになりました。その中から、在宅医療についての内容をご紹介します。



◆ 医師と薬剤師による在宅患者への同時訪問の評価が医科・調剤それぞれに新設

### 医科

#### (新)訪問診療薬剤師同時指導料

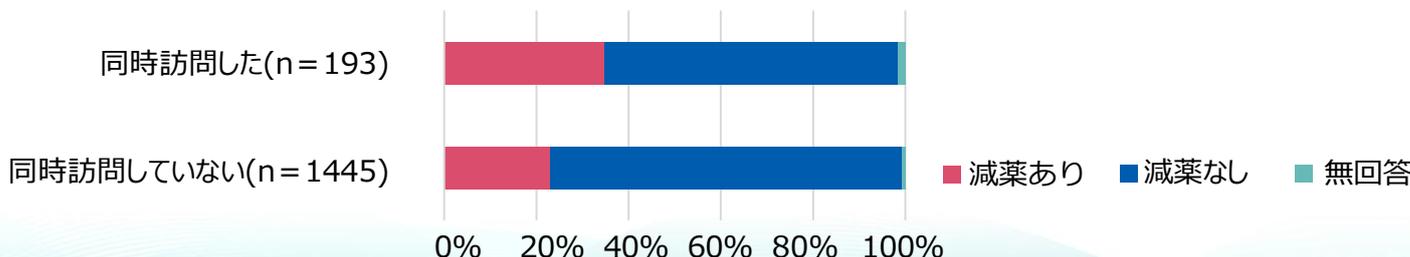
点数	300点(6か月に1回に限り)
対象患者	医療機関において在宅時医学総合管理料を算定し、他の保険医療機関又は保険薬局において在宅患者訪問薬剤管理指導料又は居宅療養管理指導費(薬剤師が行う場合)を算定する患者
算定要件	患者・家族等の同意を得て、保険医が在宅患者訪問薬剤管理指導を実施している他の保険医療機関・保険薬局又は居宅療養管理指導を実施している病院・診療所・保険薬局の薬剤師と同時に訪問を行うとともに、療養上必要な指導を行った場合
算定対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設入居時等医学総合管理料の対象患者</li> <li>退院患者に対して退院1か月以内に行った指導の費用は入院基本料に含まれる</li> </ul>

### 調剤

#### (新)訪問薬剤管理医師同時指導料

点数	150点(6か月に1回に限り)
対象患者	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者(単一建物診療患者が1人の場合)</li> <li>在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定している患者(単一建物診療患者が1人の場合に限る)</li> <li>居宅療養管理指導費(薬局の薬剤師が行う場合で単一建物居住者が1人の場合に限る)を算定している患者</li> <li>介護予防居宅療養管理指導費(薬局の薬剤師が行う場合で単一建物居住者が1人の場合に限る)を算定している患者</li> </ul>
算定要件	患者・家族等の同意を得て、保険薬剤師が、訪問診療を実施している保険医療機関の保険医と同時に訪問を行うとともに、薬学的管理・指導を行った場合
算定対象外	在宅患者緊急時等共同指導料・在宅移行初期管理料に係る必要な指導等を同日に行った場合

令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査より、医師と薬剤師が同時に訪問する体制を取っている場合、減薬の実施に繋がることや、在宅担当医への処方提案など、充実した薬剤管理に繋がるという結果が出ています。より適切な処方やポリファーマシー対策の推進のため、本点数が今回新設されました。



出典: 令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査「在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護の実施状況調査」(薬局調査)



- ◆ 加算1:在宅実績要件が24→**48回**/年へ。
- ◆ 加算2:2段階評価となり、個人在宅の点数が倍増。無菌製剤処理設備に関する基準が廃止。常勤薬剤師配置要件の厳格化。

## 現行

## 【調剤基本料】

イ 在宅薬学総合体制加算1	15点
ロ 在宅薬学総合体制加算2	50点



## 改定案

## 【調剤基本料】

在宅薬学総合体制加算1	<b>30点</b>
在宅薬学総合体制加算2	
イ <u>単一建物診療患者が1人又は単一建物居住者が1人の場合</u>	<b>100点</b>
ロ <u>イ以外の場合</u>	<b>50点</b>

	加算1	加算2		
在宅患者訪問薬剤管理指導の届出	●	●		
直近1年間の在宅薬学管理の実績*1	<b>48回</b>	<b>48回</b>		
かかりつけ薬剤師の届出	●	●		
緊急時等の在宅業務対応体制	●	●		
在宅業務実施体制の周知	●	●		
在宅業務に関する研修実施	●	●		
医療材料・衛生材料の供給体制	●	●		
麻薬小売業者の免許	●	●		
直近1年間の個人在宅薬学管理等の実績*2	—	○ <b>240回以上 かつ在宅実績全体の2割超</b>	○ <b>480回以上 かつ在宅実績全体の1割超</b>	
直近1年間の各種加算算定実績	—	◇ <b>麻薬関連の加算10回以上*</b> <sup>3</sup>	◇ <b>無菌製剤処理加算1回以上</b>	◇ <b>小児関連の加算6回以上*</b> <sup>4</sup>
常勤薬剤師配置	—	<b>常勤換算で3名以上が勤務</b> 原則として開局時間中は <b>2名以上が常駐</b>		
高度管理医療機器の販売業の許可	—	●		

●:必須 ○:いずれかを満たす ◇:いずれかを満たす

\*1:在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費・介護予防居宅療養管理指導費(薬局の薬剤師が行うものに限り、情報通信機器を用いて行うものを除く)の算定回数の合計

\*2:在宅患者訪問薬剤管理指導料の1、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、単一建物居住者が1人の場合の居宅療養管理指導費・介護予防居宅療養管理指導費の算定回数

\*3:麻薬管理指導加算(在宅患者訪問薬剤管理指導料の注3に規定する加算、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の注2に規定する加算、在宅患者緊急時等共同指導料の注2に規定する加算)、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(在宅患者訪問薬剤管理指導料の注4に規定する加算、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の注3に規定する加算、在宅患者緊急時等共同指導料の注3に規定する加算)、居宅療養管理指導費(薬剤師が行う場合)の注3・注7に規定する加算、介護予防居宅療養管理指導費(薬剤師が行う場合)の注3・注7に規定する加算の算定回数の合計

\*4:乳幼児加算(在宅患者訪問薬剤管理指導料の注5に規定する加算、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の注4に規定する加算、在宅患者緊急時等共同指導料の注4に規定する加算)、小児特定加算(在宅患者訪問薬剤管理指導料の注6に規定する加算、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の注5に規定する加算、在宅患者緊急時等共同指導料の注5に規定する加算)の算定回数の合計

個別改定項目について(厚生労働省)

調剤報酬点数表(厚生労働省)

在宅(その4)(厚生労働省)

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001655176.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001655180.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001595241.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001511324.pdf>

を加工して作成

本資料は、2026年2月26日時点の情報に基づき、編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。  
本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

発行:T'sファーマ株式会社 マーケティング統括部